

公益財団法人 公益法人協会 第41回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成29年6月27日(火) 17時15分～18時
- 2 開催された場所 如水会館 2階「梅」
- 3 理事総数及び定足数
現在数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 10名
(出席) 太田達男、片山正夫、亀谷かをり(黒田かをり)、鈴木勝治、高宮洋一、田中皓、鶴見和雄、時枝孝子(雨宮孝子)、橋本大二郎、山岡義典
(欠席) 浦上節子、岸本幸子、早瀬昇、福原義春、堀田力
(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子
- 5 議題
報告事項
① 第20回評議員会の決議内容について
決議事項
第1号議案「代表理事及び業務執行理事の選任」の件
第2号議案「会長、理事長、副理事長及び常務理事等の選任」の件
第3号議案「平成29年度役員報酬」(7月以降)の件
第4号議案「退任理事に対する慰労金」の件
- 6 議事の経過及びその結果
出席理事の互選により太田理事が仮議長に選出され、仮議長は、定足数を満たしていることを確認の上、議案の審議に移った。

○ 報告事項

仮議長の太田理事から、決議事項を審議する前に、本理事会に先立って開催された定時評議員会の決議内容について報告があった。

① 第20回評議員会の決議内容について

報告によると、まず、平成28年度事業報告、同計算書類等は承認を受けたが、うち計算書類等について評議員から、貸借対照表等の一部が正しくないのではないかとの指摘があったので、審議の結果、修正を前提とした決議がなされた。続いて、役員等の改選については原案どおり理事12名の再任及び2名の新任、監事は1名の再任があり、評議員は10名の再任及び新たに5名が選任された。また、評議員会長には高橋評議員が再任され、役員等候補選出委員会委員は非改選の1名及び評議員会会長に選任された高橋評議員(定款により同選出委員会委員長に就

任)を除く5名につき、3名の再任及び新任として徳川評議員、茶野評議員の2名の選任が決議された。また、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の退職慰労金規定に係る改定案は、評議員から、改定案でも算定基準が低く限定されるので、算定範囲をより高く選択できるよう改定を望む意見が相次ぎ、理事会に一旦差し戻して評議員会にて再審議を行う手続を求めることとなった。

○ 決議事項

第1号議案「代表理事及び業務執行理事の選任」の件

仮議長より、代表理事及び業務執行理事の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(代表理事) 時枝孝子(雨宮孝子)、鈴木勝治

(業務執行理事) 鶴見和雄

第2号議案「会長、理事長、副理事長及び常務理事等の選任」の件

仮議長より、会長、理事長、副理事長及び専務理事の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(会長) 太田達男

(理事長) 時枝孝子(雨宮孝子)

(副理事長) 鈴木勝治

(常務理事) 鶴見和雄

なお、鶴見常務理事については事務局長兼任を求めたところ、出席理事全員一致で了承された。

第3号議案「平成29年度役員報酬」(7月以降)の件

第2号議案の決議により正式に議長となった雨宮理事長より、同議案に関する説明があった。説明によれば、本年3月に開催した理事会にて4～6月の3か月分について決議を受けているが、本理事会で常勤役員が改選されたので、7月以降の役員報酬につき別紙案のとおり変更することにつき、決議を求めるとのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「退任理事に対する慰労金」の件

議長より、当議案の具体的な対象者は、金沢前専務理事並びに常勤理事を退任した太田会長であるが、先ほど報告があったように評議員会へ提出した役員報酬規程の改定案が修正を求められたので、評議員会で正式改定後に理事会で決定し、その後速やかに支給したい旨の説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年8月8日

代表理事 時枝 孝子（雨宮 孝子）

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田ちづ子

(別紙)

平成 29 年 7 月～30 年 3 月役員報酬（案）

(単位：円)

理事氏名	資格	号俸	俸給月額	H29 年 7 月～H30 年 3 月 合計	H 29 年度 役員報酬	H 28 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	代表理事・理事長	12	320,000	2,880,000	2,880,000	0	週 2 日
鈴木 勝治	代表理事・副理事長	26	600,000	5,400,000	7,020,000	6,480,000	週 5 日
鶴見 和雄	業務執行理事・常務理事	23	540,000	4,860,000	4,860,000	0	週 5 日
太田 達男	会長			0	1,320,000	5,280,000	

- 1 太田理事は 7 月から勤務が不定期となるため、出勤日数に応じて謝金を支払うこととする。
- 2 役員謝金は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項）。